

3. 上級学校進学のおすすめに関する規程 内規より抜粋

第1条 上級学校等から推薦の依頼を受けた場合、または生徒及び卒業生が大学（各種上級学校を含む）進学で推薦を希望する場合は、原則として進路推薦委員会（教頭・進路部担当該当する担任及び部顧問・3学年代表・生徒支援部代表）の審議・選考を経て推薦するものとする。

第2条 推薦基準は次のとおりとする。

(1) 学業成績

(ア) 志望校が示す推薦基準に適した者であること。

(イ) 志望校が特に基準を示していない場合は、3年間の評定平均が下記の通りであること。

① 4年制大学……………3.5以上

② 短期大学……………3.0以上

③ 専門学校……………3.0以上

(ウ) 以上の基準に達しない者でも、ホームルーム、生徒会、部活動等が特に顕著である者、及び逐年向上のあとが見られ将来に期待ができる者については考慮する事ができる。

(2) 勤怠状況

各学年とも無届欠課が10時間以内、無届欠席が5日以内、SHRにおける遅刻は3ヵ年合計で15回以内であること。

(3) 人物

(ア) 本校の制服を正しく着用し、高校生らしい身なりであること。

(イ) 生活態度が良好であること。但し3年次において停学指導のあったものは推薦しない。

(卒業生については考慮する)

(4) 経済状況については、学資負担能力が十分であること。

(5) 保護者の承諾を得ていること。

第3条 進路・推薦委員会で推薦を認められた者は、学校長がこれを推薦する。

第4条 推薦の手続きと処理は次のとおりとする。

- (1) 推薦を希望する者は、「推薦願い」と当該上級学校の募集要項並びに出願書を添えて学級担任に申し出る。
- (2) 学級担任は上記「推薦願い」と調書（評定平均、行動、出欠、適性他）を進路支援部に提出し、基準に合致した者については、直ちに推薦を決定する。
- (3) 審議の必要のあるときは、委員長（進路部係教諭）は、進路推薦委員会を召集して検討し、職員会議を経て決定する。
- (4) 推薦は原則として一人一校に限る。但し、その志望校に不合格になった場合は再度推薦を希望することができる。
- (5) 指定校および専願の者が推薦で合格が決定したら、必ず入学するものとし、原則として合格者の入学辞退は認めない。

第5条 学校が推薦した生徒が、合格内定前後にかかわらず生活態度及び学習態度等で指導を要する場合は、学級担任及び進路指導部等で面接指導を行い、保護者を召喚または保護者へ通知する。また、校則違反や生徒としての本分に反した行動があった場合は、推薦を取り消すこともある。合格内定後については、当該上級学校にその旨を通知することや、入学辞退勧告をすることもある。

改正 2003年11月7日

改正 2004年3月22日

改正 2007年3月22日

改正 2009年（平成21年）3月19日

附則 この規程は2009年4月から適用する。